

世田谷区公衆浴場法施行条例の一部改正（素案）に対する  
意見募集の結果と区の考え方について

1. 意見募集期間

令和3年7月15日（木）から令和3年8月6日（金）まで

2. 周知方法

- ① 区のおしらせ「せたがや」令和3年7月15日号
- ② 区のホームページ
- ③ 保健所ツイッター
- ④ 閲覧場所での資料配架

世田谷保健所生活保健課、出張所・まちづくりセンター

区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、図書館

3. 意見提出件数、提出者数及び受付方法

意見提出件数4件

意見提出者数4人（ホームページ 4人）

4. 区民意見の概要と区の考え方

別紙のとおり

## 区民意見の概要と区の考え方

| 意見要旨  | 区の考え方   |
|---|---|
| <p>混浴制限年齢を満7歳以上に引き下げること賛成である。小学生であれば一人で入浴可能であるし、特に女児が犯罪に巻き込まれる可能性も考慮すべきである。</p> | <p>混浴制限年齢を満7歳以上とすることが適当であると考えています。</p>  |
| <p>現在の制限年齢において問題が発生した事例が不明である等の理由から改正について再検討すべきである。</p>                         | <p>厚生労働科学研究により、成人の考える子供の混浴許容年齢や、子ども自身が異性混浴を恥ずかしいと思いつつ始めた年齢について、6歳と7歳が相対的に高いという結果がでています。</p> <p>これを基に、国は技術的助言の位置付けで混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に変更しています。</p> <p>区においても、混浴制限年齢について現行の満10歳以上から満7歳以上とすることが適当であると考えています。</p> |
| <p>満7歳ではなく、小学校入学後は一律不可といった文言にするべきである。</p>                                       | <p>混浴制限年齢を引き下げることに関して、賛成の意見として承ります。</p> <p>国の技術的助言の年齢表記から混浴制限年齢を満7歳以上という表現とすることが適当であると考えています。</p>   |
| <p>混浴制限年齢を満7歳以上に引き下げること賛成である。ただし、7歳以上の子ども一人での入浴に対して、公衆浴場の利用方法の周知などの配慮を求める。</p>  | <p>混浴制限年齢を満7歳以上とすることが適当であると考えています。</p> <p>子ども一人での入浴への配慮に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、新たな混浴制限年齢につきましては、啓発ポスターやSNS等で区民の方々に周知してまいります。</p>  |